

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 六五
- 福島県恩給支給規則の一部を改正する規則 六三
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 六三
- 告 示 六三
- 福島県議会定例会を招集する件 六三
- 一般廃棄物処理施設設置の許可申請があつた件二件 六三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 六四

## 規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県恩給支給規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第七十一号

#### 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一百五十五条中「第五十二条第一項ただし書」を「第五十二条第三項第三号」に、「同項本文」を「同条第一項」に改める。




第一百七十七条中「第五十二条第一項本文」を「第五十二条第一項」に改める。

第三百三十七条第三項中「、始動票札」を「、電動・手動両用式の収納計器に用いる始動票札」に改める。

第三百二十六号様式、第三百二十六号の二様式及び第三百二十六号の五様式を次のように改める。

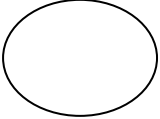
第126号様式（第137条関係）

その1（電動・手動両用式収納計器用）

	交付番号 _____ 福島県始動票札	
	取扱者印  証紙代金収納計器取扱人 _____	

大きさ 縦29mm、横187mm、厚さ0.8mm

その2（電動式収納計器用）

	<<<<<<	福島県始動票札
		FM CARD
	<<<<<<	FUKUSHIMA
		番号 _____

大きさ 縦54mm、横86mm

## 第126号の2様式（第137条関係）

## その1（電動・手動両用式収納計器用）

始動票札交付請求（受領）書	
年 月 日	
福島県 地方振興局長	
証紙代金収納計器取扱人	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
(印)	
代表者	
(印)	
下記のとおり	{ 請求します。 受領しました。
請求（受領）始動票札枚数	枚
請求（受領）始動票札番号	No.            ~    No.
請求（受領）始動票札の額面金額 ①	円
既に交付を受けた始動票札による誤表示金額 ②	円
払 込 金 額                    ①-②	円

(付表)

誤 表 示 金 額 の 明 細				
始動票札の 交付番号	誤表示年月日	誤表示金額	誤表示に係る 自動車登録番号	備 考
		円		
	計			

## その2 (電動式収納計器用)

始動票札交付請求 (受領) 書	
年 月 日	
福島県 地方振興局長	
	証紙代金収納計器取扱人 住所 (所在地) 氏名 (名称) (印) 代表者 (印)
下記のとおり	{ 請求します。 受領しました。
請求 (受領) 始動票札番号	No.
請求 (受領) 金額 ①	円
既に交付を受けた始動票札による誤表示金額 ②	円
払 込 金 額 ①-②	円

(付表)

誤 表 示 金 額 の 明 細			
誤表示年月日	誤表示金額	誤表示に係る自動車登録番号	備 考
	円		
計			



その2 (電動式収納計器用)

福 島 県 知 事 様		第 年 月 日 号		
年 月 分始動票札交付状況等報告書		福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
始動票札番号		No.		
区分 日付	始動票札交付金額	誤表示納税証紙印発生状況		備 考
		件 数	金 額	
1	円	件	円	
2				
3				
4				
5				
28				
29				
30				
31				
計				



**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第百十五条及び第百十七条の改正規定は、平成三十年一月四日から施行する。  
(税 務 課)

**福島県規則第七十二号**

**福島県恩給支給規則の一部を改正する規則**

福島県恩給支給規則（昭和三十二年福島県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「恩給は」を「年金たる恩給の支払開始日は」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十二条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の前日）に支給」を「日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下本項において「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日」とに、「恩給を受ける権利が消滅したときその他恩給の支給が廃止されたときは、その都度支給」を「一月に支給すべき恩給をその前年の十二月に支給する場合にはその月の二十一日（その日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）」とに改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の規定にかかわらず、恩給を受ける権利が消滅したときその他恩給の支給が廃止されたときは、その都度支給する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県規則第七十三号**

**福島県文書等管理規則の一部を改正する規則**

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二農林水産部の項中「福島県北家畜保健衛生所（北家保） 福島県中央家畜保健衛生所（中央家保） 福島県南家畜保健衛生所（南家保）」を「福島県中央家畜保健衛生所（中央家保） 福島県北家畜保健衛生所（北家保）」に、「福島県相双家畜保健衛生所（相家保） 福島県いわき家畜保健衛生所（い家保）」を「福島県相双家畜保健衛生所（相家保）」に改める。

**附 則**

この規則は、平成三十年二月一日から施行する。

(文書法務課)

**告 示**

**福島県告示第七百三十四号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十九年十二月五日福島市に招集する。  
平成二十九年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(総 務 課)

**福島県告示第七百三十五号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十九年十一月二十一日から一月間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
環境省福島地方環境事務所 所長 土居 健太郎
- 二 福島県福島市栄町十一番二十五号 AXCビル六階
- 三 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
福島県双葉郡葛尾村野野行政区域地蔵沢地内
- 四 一般廃棄物処理施設の種類の種類  
一 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設  
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
震災廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物、捕獲鳥獣及び埋却家畜
- 五 申請年月日  
平成二十九年十月十一日
- 六 縦覧場所  
1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課  
2 福島県南相馬市原町区錦町二丁目三十番地  
3 葛尾村住民生活課  
4 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合十六番地  
5 葛尾村三春出張所  
6 福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田二百八十七番地  
7 南相馬市小高区役所市民福祉課  
8 福島県南相馬市小高区本町二丁目七十八番地  
9 浪江町住民課  
10 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二

(一般廃棄物課)

福島県告示第七百三十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十九年十一月二十一日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

環境省福島地方環境事務所 所長 土居 健太郎

福島県福島市栄町十一番二十五号A X Cビル六階

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

福島県二本松市戸沢字熊ノ久保百三十七番ほか三十九筆

三 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

農林業系廃棄物、可燃性除染廃棄物

五 申請年月日

平成二十九年十月十三日

六 縦覧場所

1 福島県北地方振興局県民環境部環境課

福島県福島市杉妻町二番十六号

2 二本松市市民部生活環境課

福島県二本松市金色四百三番地一

3 二本松市東和支所地域振興課

福島県二本松市針道字蔵下二十二番地

4 川俣町民務課

福島県伊達郡川俣町字五百田三十番地

5 山木屋地区復興拠点商業施設行政サービスコーナー

福島県伊達郡川俣町山木屋字日向四十番地の一

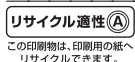
（一般廃棄物課）

福島県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、布藤堰土地改良区から平成二十九年十一月二日付けで申請のあった定款の変更について、同月十三日認可した。

平成二十九年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）



再生紙を使用しています。 【定価 1 箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷